

■ の文言は改定後に変更となります。

■ の文言は改定後に追加となります。

りそな Visa カード法人会員規約

Visa カード法人会員規約(一般法人)

改定前	改定後
第1条(法人会員およびカード使用者)	第1条(法人会員およびカード使用者)
2. 会員は、会員に所属する役員または従業員(臨時雇用、嘱託を除く)の中からクレジットカードを社用に利用する方を指定して当社に所定の方法で届出るものとし、当社が適格と認めた方をカード使用者(以下「使用者」という)とします。なお、会員は、使用者の届出にあたり、使用者本人に本規約の内容を示し、理解をさせた上で承認を得るものとしします。	2. 会員は、会員に所属する役員または従業員(臨時雇用、嘱託を除く)の中からクレジットカードを社用に利用する方を指定して当社に所定の方法で届出るものとし、当社が適格と認めた方をカード使用者(以下「使用者」という)とします。なお、会員は、使用者の届出にあたり、使用者本人に本規約の内容を示し、理解をさせたうえで承認を得るものとしします。
第2条(カードの貸与と取扱い)	第2条(カードの貸与と取扱い)
1. 当社は、会員および使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等(以下「カード情報」という)を券面に印字または登録した会員の申込区分に応じたクレジットカード(以下「カード」という)を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード券面に印字または登録された使用者本人以外使用できないものとしします。また、会員および使用者は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。また、会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとしします。会員は、カード発行後も、届出事項(第20条第1項の届出事項をいう)の確認(以下「取引時確認」という)手続きを当社が求めた場合にはこれに従うものとしします。	1. 当社は、会員および使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等(以下「カード情報」という)を券面に印字または登録した会員の申込区分に応じたクレジットカード(以下「カード」という)を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード券面に印字または登録された使用者本人以外使用できないものとしします。また、会員および使用者は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引きに使用してはなりません。また、会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとしします。会員は、カード発行後も、届出事項(第20条第1項の届出事項をいう)の確認(以下「取引時確認」という)手続きを当社が求めた場合にはこれに従うものとしします。
3. カードの所有権は、当社に属しますので、会員および使用者が他人にカードを貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カードおよびカード情報を他人に使用させまたは使用のために占有を移転させてはなりません。	3. カードの所有権は、当社に属しますので、会員および使用者が他人にカードを貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由のいかんを問わず、カードおよびカード情報を他人に使用させまたは使用のために占有を移転させてはなりません。
第4条(年会費)	第4条(年会費)
会員は、当社に対して所定の年会費を支払うものとしします。なお、年会費の支払期日は別途通知するものとし、支払われた年会費は理由の如何を問わず返還しないものとしします。	会員は、当社に対して所定の年会費を支払うものとしします。なお、年会費の支払期日は別途通知するものとし、支払われた年会費は理由のいかんを問わず返還しないものとしします。
第8条(代金決済)	第8条(代金決済)
2. 当社に支払うべき債務の支払期日は、毎月10日とし、締切日は毎月15日としします。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。	2. 当社に支払うべき債務の支払期日は、毎月10日とし、締切日は毎月15日としします。なお、支払期日は当社または金融機関の都合により毎月8日または毎月13日とすることがありますのでその場合は別途通知いたします。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。
4. 会員は、前項の支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につき当社に支払うべき債務の口座振替、引落しまたは自動払込みにかかる費用(以下「再振替等にかかる費用」という)を負担するものとしします。	4. 会員は、前項の支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につき当社に支払うべき債務の口座振替、引落しまたは自動払込みに係る費用(以下「再振替等に係る費用」という)を負担するものとしします。
5. 再振替等にかかる費用は、法令の範囲内で当社が別途定める額とし	5. 再振替等に係る費用は、法令の範囲内で当社が別途定める額とし

ます。	す。
7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の支払額を当月初旬に当社の定める方法により、会員へご利用代金明細書または請求明細書に係る情報を連携し、通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申立てがない場合には、ご利用代金明細書または請求明細書の内容について承認したものとみなします。	7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の支払額を当月初旬に当社の定める方法により、会員へご利用代金明細書または請求明細書に係る情報を連携し通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申立てがない場合には、ご利用代金明細書または請求明細書の内容について承認したものとみなします。
第10条(費用の負担)	第10条(費用の負担)
会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料(ただし、当社が受領するものは除きます)、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。	1. 会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。
	2. 会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替、引落としもしくは自動払込みができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等(ただし、キャッシング利用代金を除く)の弁済の受領に要する費用として、所定の手数料を会員は負担するものとします。
第12条(カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等)	第12条(カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消し等)
3. (9) ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。 ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。 ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。	3. (9) ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
(10) ①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または、当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前記①から④に準ずる行為	(10) ①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または、当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前記①から④に準ずる行為
4. (6) カード発行後2ヶ月以内に決済口座の設定手続きが完了しない場合 (7) 使用者が会員の役員もしくは従業員でなくなった場合または会員から使用者資格の取消の申出があった場合(後者の場合において会員は、当社が使用者資格を取消したことにより生じた使用者との紛	4. (6) カード発行後2ヶ月以内に決済口座の設定手続きが完了しない場合 (7) 使用者が会員の役員もしくは従業員でなくなった場合または会員から使用者資格の取消の申出があった場合(後者の場合において会員は、当社が使用者資格を取消したことにより生じた使用者との紛

争につき、会員の責任と費用で解決するものとし、当社が被った全損害を補償するものとします。)	争につき、会員の責任と費用で解決するものとし、当社が被った全損害を補償するものとします)
9. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、使用者に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が 十分 に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。	9. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、使用者に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が 充分 に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。
12. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ(送金) 取引 について、カードの利用を制限することができるものとします。	12. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ(送金) 取引 について、カードの利用を制限することができるものとします。
第14条(期限の利益の喪失)	第14条(期限の利益の喪失)
1. (1)仮差押、差押、競売の申請、破産または再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。 (2)租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。 (3)自ら振り出した手形、小切手が 不渡 になったとき、または一般の支払いを停止したとき。 (4)当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合。 (5)会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号の事由に該当したことが判明した場合。	1. (1)仮差押、差押、競売の申請、破産または再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき (2)租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき (3)自ら振り出した手形、小切手が 不渡り になったとき、または一般の支払いを停止したとき (4)当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合 (5)会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号の事由に該当したことが判明した場合
2. (1)商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。 (2)本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。 (3)その他信用状態が悪化したとき。 (4)会員が会員資格を取消された場合または使用者が使用者資格を取消された場合。	2. (1)商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき (2)本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき (3)その他信用状態が悪化したとき (4)会員が会員資格を取消された場合または使用者が使用者資格を取消された場合
3. 会員は、前2項の債務を支払う場合には、当社の本社 へ の持参または送金して支払うものとします。ただし、当社が適当または必要と認めた場合は、第8条の定めにより支払うものとします。	3. 会員は、前2項の債務を支払う場合には、当社の本社 または支社へ 持参または送金して支払うものとします。ただし、当社が適当または必要と認めた場合は、第8条の定めにより支払うものとします。
第15条(遅延損害金)	第15条(遅延損害金)
1. 会員または使用者は、当社に対する支払い(付利単位1,000円)を遅滞した場合は支払期日の翌日から支払の日まで、また期限の利益を喪失した場合はその残債務元金(付利単位1,000円)に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。	1. 会員または使用者は、当社に対する支払いを遅滞した場合は支払元金に対し支払期日の翌日から支払の日まで、また期限の利益を喪失した場合はその残債務元金に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。
2. 会員は、海外キャッシュサービスの支払い(付利単位1,000円)について、これを遅滞した場合および期限の利益を喪失した場合は、前項に準じ、年20.0%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額	2. 会員は、海外キャッシュサービスの支払いについて、これを遅滞した場合および期限の利益を喪失した場合は、前項に準じ、年20.0%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うも

の遅延損害金を支払うものとします。	のとします。
第16条(紛失・盗難・偽造)	第16条(紛失・盗難・偽造)
1. カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難」という)により他人に不正利用された場合、会員および使用者は、連帯して本規約に基づきその利用に係る 全て の債務について支払いの責を負うものとします。ただし、使用者は、使用者に対して貸与されたカードまたはカード情報の利用により発生する債務についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとします。	1. カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難」という)により他人に不正利用された場合、会員および使用者は、連帯して本規約に基づきその利用に係る すべての 債務について支払いの責を負うものとします。ただし、使用者は、使用者に対して貸与されたカードまたはカード情報の利用により発生する債務についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとします。
2. 会員および使用者は、カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難にあったときは速やかにその旨を当社に通知し 最寄 警察署に届出るとともに、書面による所定の届けを当社に提出するものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話での連絡により届出することもできます。	2. 会員および使用者は、カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難にあったときは速やかにその旨を当社に通知し 最寄り の警察署に届出るとともに、書面による所定の届けを当社に提出するものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話での連絡により届出することもできます。
第17条(会員保障制度)	第17条(会員保障制度)
1. 前条第1項の規定にかかわらず、当社は、会員および使用者がカードもしくはカード情報またはチケット等の紛失・盗難により他人に不正利用された場合であって、前条第2項に従い 警察 ならびに当社への届出がなされたときは、これによって会員および使用者が被るカードまたはチケット等の不正利用による損害をてん補します。	1. 前条第1項の規定にかかわらず、当社は、会員および使用者がカードもしくはカード情報またはチケット等の紛失・盗難により他人に不正利用された場合であって、前条第2項に従い 警察署 ならびに当社への届出がなされたときは、これによって会員および使用者が被るカードまたはチケット等の不正利用による損害をてん補します。
3. (6)暗証番号の入力を伴う 取引 についての損害(ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員および使用者に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。)	3. (6)暗証番号の入力を伴う 取引 についての損害(ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員および使用者に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません)
4. 会員が損害のてん補を請求する場合において、当社が必要と判断した場合は、損害の発生を知ったときから30日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出していただくとともに、当社または当社の委託を うけた ものが被害状況等の調査を行う場合これに協力するものとします。	4. 会員が損害のてん補を請求する場合において、当社が必要と判断した場合は、損害の発生を知ったときから30日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出していただくとともに、当社または当社の委託を 受けた ものが被害状況等の調査を行う場合これに協力するものとします。
第20条(届出事項の変更等)	第20条(届出事項の変更等)
1. 会員が当社に届出た使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、国籍、在留資格、在留期間、事業の内容、職業、法人名称・商号、 取引 を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目(以下総称して「届出事項」という)等に関する情報に変更が生じた場合、遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の方法により届出るものとします。	1. 会員が当社に届出た使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、国籍、在留資格、在留期間、事業の内容、職業、法人名称・商号、 取引 を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目(以下総称して「届出事項」という)等に関する情報に変更が生じた場合、遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の方法により届出るものとします。
第21条(合意管轄裁判所)	第21条(合意管轄裁判所)
会員、使用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の所在地、商品等の購入地および当社の本社・ 支店 ・営業所所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。	会員、使用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の所在地、商品等の購入地および当社の本社・ 支社 ・営業所所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。
第22条(規約の変更、承認)	第22条(規約の変更、承認)
本規約の変更については当社から変更内容を知り、または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、変更事項または新会員規	本規約の変更については当社から変更内容を知り、または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、変更事項または新会員規

約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本規約を変更 出 来る 場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとしま す。	約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本規約を変更 で きる 場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとしま す。
第26条(カードショッピング)	第26条(カードショッピング)
1. 利用可能な加盟店 使用者は、次の加盟店においてカードを利用することができます。た だし、使用者は、加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情 報の窃取・悪用・売上伝票等の偽造・変造等の危険について充分注意す るものとします。なお、(1)ないし(3)の加盟店にてカードショッピングの取 引を行う目的は事業費決済のみとします。 (1)当社の加盟店 (2)当社と提携したクレジットカード会社(以下「提携クレジットカード会 社」という)の加盟店 (3)国際提携組織と提携した銀行・クレジットカード会社(以下「海外クレ ジットカード会社」という)の加盟店	1. 利用可能な加盟店 使用者は、次の加盟店においてカードを利用することができます。た だし、使用者は、加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情 報の窃取・悪用・売上伝票等の偽造・変造等の危険について充分注意す るものとします。なお、(1)から(3)の加盟店にてカードショッピングの取 引きを行う目的は事業費決済のみとします。 (1)当社の加盟店 (2)当社と提携したクレジットカード会社(以下「提携クレジットカード会 社」という)の加盟店 (3)国際提携組織と提携した銀行・クレジットカード会社(以下「海外クレ ジットカード会社」という)の加盟店
2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定 の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債 務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面 の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないこ とがあります(カードに署名欄がある場合に限る)。なお、当社が適当と 認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代え てもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、または IC チップを端末機等にかざしてご利用される場合(非接触 IC チップで のご利用の場合。以下本条において同じ)には、ご利用の金額に応じサイ ンレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法に よって取引を行う場合があります。	2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所 定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した 債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏 面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができな いことがあります(カードに署名欄がある場合に限る)。なお、当社が適当 と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代 えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、また は IC チップを端末機等にかざしてご利用される場合(非接触 IC チップ でのご利用の場合。以下本条において同じ)には、ご利用の金額に応じサイ ンレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法 によって取引を行う場合があります。
3. 郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き 郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当社または他のクレ ジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カ ードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、使用者の氏名、届 出住所等を記入することにより、または電話で加盟店に対して上記の事 項を告知することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決 済手段とすることができます。	3. 郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き 郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当社または他のクレ ジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カ ードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、使用者の氏名、届 出住所等を記入することにより、または電話で加盟店に対して上記の事 項を告知することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決 済手段とすることができます。
4. オンライン取引の際の利用手続き コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うこと を当社または他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟 店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、使用者の氏名、 届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することによ り、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることがで きます。	4. オンライン取引の際の利用手続き コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うこと を当社または他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟 店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、使用者の氏 名、届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付すること により、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすること ができます。
6. 継続的利用代金の支払手段としての利用手続き	6. 継続的利用代金の支払手段としての利用手続き

使用者は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、使用者は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種類切替等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたときまたは退会もしくは使用者資格の取消等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続を行うものとします。また、使用者は、当社が必要であると判断したときに、使用者に代わって当社がカードの会員番号・有効期限等の変更情報および無効情報等を加盟店(加盟店がカード決済を可能とするため契約締結する当社以外の法人等を経由する場合を含みます。)に対し通知する場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。なお、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、当社から複数のカードを貸与している場合には当社が貸与している別カードへの変更を含むものとします。	使用者は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、使用者は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種類切替等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたときまたは退会もしくは使用者資格の取消等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続を行うものとします。また、使用者は、当社が必要であると判断したときに、使用者に代わって当社がカードの会員番号・有効期限等の変更情報および無効情報等を加盟店(加盟店がカード決済を可能とするため契約締結する当社以外の法人等を経由する場合を含みます)に対し通知する場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。なお、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、当社から複数のカードを貸与している場合には当社が貸与している別カードへの変更を含むものとします。
7. カードの利用に際し、原則、当社の承認を必要とします。この場合、使用者は利用する取引、購入商品の種類または利用金額等により、当社が直接または提携クレジットカード会社、海外クレジットカード会社を経由して加盟店または使用者自身に対し、カードの利用状況等に関し照会を行うことをあらかじめ承諾するものとします。	7. カードの利用に際し、原則、当社の承認を必要とします。この場合、使用者は利用する取引き、購入商品の種類または利用金額等により、当社が直接または提携クレジットカード会社、海外クレジットカード会社を経由して加盟店または使用者自身に対し、カードの利用状況等に関し照会を行うことをあらかじめ承諾するものとします。
第27条(立替払の承諾等)	第27条(立替払いの承諾等)
1. 会員および使用者は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員および使用者は、当社が会員および使用者からの委託に基づき、会員および使用者の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の会員または使用者に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁(同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません)を放棄するものとします。	1. 会員および使用者は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払いを行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払いを委託しているものとみなします。会員および使用者は、当社が会員および使用者からの委託に基づき、会員および使用者の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引きの結果生じた加盟店等の会員または使用者に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁(同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません)を放棄するものとします。
(1)当社が、加盟店等に対し立替払を行うことを決定したこと(立替払の現実の実行の前後を問わない)により、当社が会員および使用者に対し、立替金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払は、当社が適当と認める第三者を経由する場合があること。	(1)当社が、加盟店等に対し立替払いを行うことを決定したこと(立替払の現実の実行の前後を問わない)により、当社が会員および使用者に対し、立替金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払は、当社が適当と認める第三者を経由する場合があること。
2. カードの利用による取引上の紛議は会員および使用者と加盟店等とにおいて解決するものとします。また、カードの利用により加盟店等と取引した後に加盟店等との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。	2. カードの利用による取引上の紛議は会員および使用者と加盟店等とにおいて解決するものとします。また、カードの利用により加盟店等と取引きした後に加盟店等との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。
3. 会員および使用者は、カード利用に係る当社債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報	3. 会員および使用者は、カード利用に係る当社債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引きの内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報

が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員および使用者の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。	が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員および使用者の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。
第28条(カードショッピング代金の支払区分)	第28条(カードショッピング代金の支払区分)
2. 会員のカードショッピング代金は、以下によって対象となる利用額の全額につき当月の支払期日にお支払いいただきます。支払期日が10日の場合には、前々月16日から前月15日までの利用分。	2. 会員のカードショッピング代金は、以下によって対象となる利用額の全額につき当月の支払期日にお支払いいただきます。支払期日が10日 もしくは8日または13日 の場合には、前々月16日から前月15日までの利用分。
第30条(海外キャッシュサービスの 取引 を行う目的・利用方法)	第30条(海外キャッシュサービスの 取引 きを行う目的・利用方法)
1. 会員は、次の(1)、(2)に定める方法を使用者に行わせることにより、事業費資金とすることを 取引 を行う目的に当社から現金を借り受けることができます。	1. 会員は、次の(1)、(2)に定める方法を使用者に行わせることにより、事業費資金とすることを 取引 きを行う目的に当社から現金を借り受けることができます。
第31条(海外キャッシュサービスの借入金のお支払い)	第31条(海外キャッシュサービスの借入金のお支払い)
2. 借入金(付利単位100円)に対して、年 15.0% の割合の利率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した利息をお支払いいただきます。ただし、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。	2. 借入金(付利単位100円)に対して、年 15.00% の割合の利率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した利息をお支払いいただきます。ただし、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。
第33条(海外キャッシュサービス利用時および お支払時 の書面の交付)	第33条(海外キャッシュサービス利用時および お支払い 時の書面の交付)
会員は、当社が適当と認めた日より、当社が貸金業法第17条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第6項に規定された書面および貸金業法第18条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第3項に規定された書面を交付することができることを承諾するものとします。 ※貸金業法施行日(平成19年12月19日)以前に入会した会員は、当社から上記第33条に関する通知または上記第33条を含む本規約の送付を初めて受けた場合、 1ヶ月 以内に異議を申立てることができるものとします。	会員は、当社が適当と認めた日より、当社が貸金業法第17条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第6項に規定された書面および貸金業法第18条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第3項に規定された書面を交付することができることを承諾するものとします。 ※貸金業法施行日(平成19年12月19日)以前に入会した会員は、当社から上記第33条に関する通知または上記第33条を含む本規約の送付を初めて受けた場合、 1ヵ月 以内に異議を申立てることができるものとします。
<ご相談窓口>	<ご相談窓口>
4. 本規約についてのお問合せ・ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社お客さま相談室までご連絡 下さい 。	4. 本規約についてのお問合せ・ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社お客さま相談室までご連絡 ください 。
(2024年4月改定)	(2025年1月 改定)

個人情報の取扱いに関する同意条項

<本同意条項は Visa カード法人会員規約(以下「本規約」という)の一部を構成します>	<本同意条項は りそな Visa カード法人会員規約(以下「本規約」という)の一部を構成します>
第1条(個人情報の収集・保有・利用等)	第1条(個人情報の収集・保有・利用等)
1. 使用者または使用者の予定者および会員の代表者または入会申込者	1. 使用者または使用者の予定者および会員の代表者または入会申込者

の代表者(以下総称して「使用者等」という)は、本規約(入会申込みおよび使用者の届出を含む。以下同じ)を含むりそなカード株式会社(以下「当社」という)との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記(1)から(9)の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じたうえで収集(映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む)・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内(支払遅延時の請求を含みます)をすること、および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等(これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます)の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。	の代表者(以下総称して「使用者等」という)は、本規約(入会申込みおよび使用者の届出を含む。以下同じ)を含むりそなカード株式会社(以下「当社」という)との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記(1)から(9)の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じたうえで収集(映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む)・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内(支払遅延時の請求を含みます)をすること、および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等(これらの電子化されたものに係る記載事項の証明書を含みます)の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。
(1)申込み時または入会後に会員または使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入したまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、勤務先、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号を含む)ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)	(1)申込み時または入会後に会員または使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入したまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、勤務先、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号を含む)ならびに電話等での問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)
(3)使用者のご利用残高、お支払状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報	(3)使用者のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報
(4)来店、お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た情報(映像・通話内容を含む)	(4)来店、電話等での問合せ等により当社が知り得た情報(映像・通話内容を含む)
(8)使用者等のインターネット(アプリ、アフィリエイトサイトを含む)上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報(IP アドレス等)等	(8)使用者等のインターネット上(アプリ、アフィリエイトサイトを含む)での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報(IP アドレス等)等
2. (5)当社が認めるクレジットカード利用加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報にかかるデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること(個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る) ※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法(インターネットの当社ホームページへの常時掲載)によってお知らせします。	2. (5)当社が認めるクレジットカード利用加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること(個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る) ※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法(インターネットの当社ホームページへの常時掲載)によってお知らせします。
	5. 使用者等は、当社が下記の当社の提携会社等(個人情報の提供に関して契約を取り交わした企業に限る)に、下記の目的のために第1条第1項

	の個人情報を保護措置を講じたうえで提供し、提携会社等が自己の事業活動のために利用することに同意します。 ・(当社の提携会社等) 株式会社りそな銀行 株式会社埼玉りそな銀行 株式会社関西みらい銀行 株式会社みなと銀行 ・(利用目的) 商品・役務等の市場調査、商品開発、サービス情報のお知らせ、宣伝物・印刷物の送付等の営業活動
	第2条(利用内容・取引内容の共有)
	1. 使用者等は、第1条第5項の提携会社等が使用者等に対して使用者等の本カードの利用内容に応じた提携会社商品の優遇サービス等の提供を申出する場合ならびに使用者等がそのサービスを利用する場合において、第1条第1項記載の(1)から(9)の個人情報を当社と提携会社等において共有することをあらかじめ同意します。
	2. 使用者等は、当社が使用者等に対して使用者等の提携会社等の取引内容に応じた当社商品の優遇サービス等の提供を申出する場合ならびに使用者等がそのサービスを利用する場合において、使用者等の提携会社等の取引内容を、当社と提携会社等において共有することにあらかじめ同意します。
第2条(個人情報の預託)	第3条(個人情報の預託)
第3条(利用の中止の申出)	第4条(利用の中止の申出)
使用者は、第1条第2項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、入会後に当社に対しその中止を申出することができます(以下、なお書きの内容を含めて同じ)。ただし、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第8条第1項記載の窓口にご連絡下さい。なお、第1条2項に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。	使用者は、第1条第2項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、入会後に当社に対しその中止を申出することができます(以下、なお書きの内容を含めて同じ)。ただし、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第9条第1項記載の窓口にご連絡ください。なお、第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。
第4条(個人情報の開示・訂正・削除)	第5条(個人情報の開示・訂正・削除)
1. 使用者等は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、使用者等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。当社に開示を求める場合には、第8条第2項記載の窓口にご連絡下さい。開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要書類等)の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法(インターネットの当社ホームページへの常時掲載)でもお知らせしております。	1. 使用者等は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、使用者等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。当社に開示を求める場合には、第9条第2項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要書類等)の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法(インターネットの当社ホームページへの常時掲載)でもお知らせしております。
第5条(会員契約が不成立の場合)	第6条(会員契約が不成立の場合)
会員契約が不成立の場合であっても、使用者等が入会申込をした事実は、第1条1項に定める目的および第2条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。	会員契約が不成立の場合であっても、使用者等が入会申込みをした事実は、第1条第1項に定める目的および第2条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第6条(退会後または会員資格・使用者資格取消後の場合)	第7条(退会後または会員資格・使用者資格取消後の場合)
第7条(規約等に不同意の場合)	第8条(規約等に不同意の場合)
第8条(個人情報に関するお問合せ)	第9条(個人情報に関するお問合せ)
1. 第3条に定める中止のお申出は、下記の当社インフォメーションセンターまでお願いします。	1. 第4条に定める中止のお申出は、下記の当社インフォメーションセンターまでお願いします。
第9条(同意条項の位置付けおよび変更)	第9条(同意条項の位置付けおよび変更)
第9条(同意条項の位置付けおよび変更)	第10条(同意条項の位置付けおよび変更)
1. 本同意条項は Visa カード法人会員規約の一部を構成します。	1. 本同意条項は りそな Visa カード法人会員規約の一部を構成します。
2. 本同意条項は当社所定の 手続 により、必要な範囲内で変更できるものとします。	2. 本同意条項は当社所定の 手続 により、必要な範囲内で変更できるものとします。
(2024 年4月改定)	(2025 年 1 月改定)

個人事業主特約

会員が個人事業主の場合、Visa カード法人会員規約(以下「本規約」という)および個人情報の取扱いに関する同意条項(以下「同意条項」という)に加えて、本特約が適用されるものとします。 本規約と本特約の内容が相違する場合は、本特約を優先するものとします。	会員が個人事業主の場合、 りそな Visa カード法人会員規約(以下「本規約」という)および個人情報の取扱いに関する同意条項(以下「同意条項」という)に加えて、本特約が適用されるものとします。 本規約と本特約の内容が相違する場合は、本特約を優先するものとします。
第1条(読み替え等)	第1条(読み替え等)
1. 同意条項において「会員の代表者または入会申込者の代表者」とあるものは「会員または入会申込中の個人事業主」と読み替えるものとします。会員または入会申込中の個人事業主を「個人事業主等」といいます。	1. 同意条項において「会員の代表者または入会申込者の代表者」とあるものは「会員または入会申込 み 中の個人事業主」と読み替えるものとします。会員または入会申込 み 中の個人事業主を「個人事業主等」といいます。
3. 本規約第26条第1項の定めにかかわらず、カードショッピングの 取引 を行う目的を入会申込書において事業費決済および生計費決済から選択するものとします。	3. 本規約第26条第1項の定めにかかわらず、カードショッピングの 取引 を行う目的を入会申込書において事業費決済および生計費決済から選択するものとします。
4. 本規約第30条第1項の定めにかかわらず、キャッシュサービスの 取引 を行う目的を事業費資金および生計費資金とします。	4. 本規約第30条第1項の定めにかかわらず、 海外 キャッシュサービスの 取引 を行う目的を事業費資金および生計費資金とします。
第2条(カード利用の一時停止)	第2条(カード利用の一時停止)
当社は、貸金業法に基づき、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求めることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。	当社は、貸金業法に基づき、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求めることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、 海外 キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。
第3条(代金決済)	第3条(代金決済)
当社に支払うべき債務のうち本規約第31条に定めるキャッシュサービスの返済元金は、本規約第8条第1項で会員が指定する決済口座からの引落としましたは自動払込みの結果を当社が金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したと当社が認めるまでは、本規約第5条第1項に定める未決済残高に含めるものとします。	当社に支払うべき債務のうち本規約第31条に定める 海外 キャッシュサービスの返済元金は、本規約第8条第1項で会員が指定する決済口座からの引落としましたは自動払込みの結果を当社が金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したと当社が認めるまでは、本規約第5条第1項に定める未決済残高に含めるものとします。
<登録される情報とその期間>	<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間	
	CIC	JICC
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間	
②本規約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	
③本規約に関する客観的な取引事実※2	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内	
④債権譲渡の事実に係る情報	—	譲渡日から1年以内

※1申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。	※1申込み時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。
※2上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等、契約日、契約の種類、貸付日、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、入金日、入金予定日、完済日、完済予定年月、延滞等、月々の支払状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）となります。	※2上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等、契約日、契約の種類、貸付日、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、入金日、入金予定日、完済日、完済予定年月、延滞等、月々の支払状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）となります。

<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号> ○名称：株式会社シー・アイ・シー（CIC） （貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関） 所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 電話番号：0120-810-414 ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp ○名称：株式会社日本信用情報機構（JICC） （貸金業法に基づく指定信用情報機関） 所在地：〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 電話番号：0570-055-955 ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp ※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。	<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号> ○名称：株式会社シー・アイ・シー（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関） 所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 電話番号：0120-810-414 ホームページアドレス： https://www.cic.co.jp ○名称：株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関） 所在地：〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 電話番号：0570-055-955 ホームページアドレス： https://www.jicc.co.jp ※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。
---	--

4. 当社と個人事業主等との契約が不成立の場合であっても、個人事業主等が入会申込をした事実は、本条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。	4. 当社と個人事業主等との契約が不成立の場合であっても、個人事業主等が入会申込みをした事実は、本条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
--	---

第5条(利用中止の申出)	第5条(利用中止の申出)
同意条項第3条に関わらず、利用の中止の申出はカードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除くものとします。	同意条項第4条に関わらず、利用の中止の申出はカードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除くものとします。
(2022 年 4 月改定)	(2025 年 1 月改定)
KC V21006(24. 03) SCCB	V21005(24. 12)